

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出に係る国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案1件であり、成立した。

また、国政調査を行ったほか、付託請願2種類10件について審査を行い、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年12月に国会等移転調査会から内閣総理大臣に報告され、さらに内閣総理大臣から国会に報告された「国会等移転調査会報告」等を踏まえ、国会等の移転の具体化に向けた検討を進めるため、移転先の候補地を選定する審議会を設置するとともに、候補地の選定等に伴う土地投機対策について定める等、所要の改正を行おうとするものである。

委員会では、国会等の移転と行政改革推進との関係、国民の合意形成のための方策、移転後の東京の未来像等について質疑が行われた後、候補地の区域の地方公共団体の意向を確認すること、また、国民の合意形成の状況の把握に資するため、移転について国民投票を行うものとすることを内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、原案は多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月13日、参考人・国会等移転調査会会长宇野收君から「国会等移転調査会報告」について意見を聴いた後、質疑を行った。

この中で、「国会等移転調査会報告」取りまとめについての感想、首都機能移転後の跡地活用と東京都民の理解を得る方策、移転先地決定の手順、規制緩和・地方分権との関係、移転に要する費用と財源対策、移転先地における土地対策、移転に向けての国会への期待等について質疑が行われた。

また、宇野調査会長は、質疑に答える中で、今後の移転問題を検討していく上で非常に気になる問題は、①国民の首都移転に対する合意を得られているのか、②土地の価格を上げないで必要な土地をどう確保するかということであり、この点については、是非検討願いたい旨の発言があった。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月13日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国会等移転調査会報告に関する件について参考人国会等移転調査会会长宇野收君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成8年6月18日（火）（第3回）

- 国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員西田司君から趣旨説明を聴き、同松本龍君、同坂本剛二君、同西田司君、同玄葉光一郎君、橋本内閣総理大臣、鈴木国土庁長官、中尾建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、新緑
反対会派 共産

- 請願第1609号外9件を審査した。
- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、国会等の移転の具体化に向けた検討を進めるため、移転先候補地（以下「候補地」という。）の選定体制を整備するとともに、候補地の選定に伴う土地投機対策について定める等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 前文において、阪神・淡路大震災の教訓を記述するとともに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにすることとする。
- 2 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なものの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有することとする。
- 3 現行の「検討指針」を「基本指針」に改め、その内容について、国は、国

国会移転

会等の移転について検討を行うに当たり、地方分権の推進等行財政の抜本的な改革との確に関連付けることとともに、移転先の新都市の整備に際しての配慮事項として「自然環境との調和」を追加することとする。

- 4 内閣総理大臣の諮問に応じ、候補地の選定等の事項について調査審議するため、総理府に国会等移転審議会（以下「審議会」という。）を置くこととし、その組織、運営等について必要な規定を定めるとともに、審議会は、国会等移転調査会の報告及びこれに関する国会の審議を踏まえ、調査審議することとする。
- 5 審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されることとともに、移転を決定する場合には、審議会の答申を踏まえ、移転先について別に法律で定めることとする。
- 6 候補地の選定に伴う土地投機対策として、監視区域の指定の特例等について定めることとする。

(4) 付託議案審議表

- ・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
11	国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案	西田 司君 外7名 (8. 6.12)	8. 6.13	8. 6.14	8. 6.17	8. 6.18 可 決	8. 6.18 可 決	8. 6.13	8. 6.13 可 決	8. 6.14 可 決